

PKOに対するアイルランドの貢献\*

松  
田  
幹  
夫

- 一 キー概念としてのPKO
- 二 国防軍の貢献度
  - 1 展開
  - 2 国防法改正と国連ソマリア活動Ⅱ
  - 3 犠牲者
- 三 ザール国際軍参加問題
- 四 国防軍の装備
- 五 アイルランド 国連訓練学校
- 六 中立政策との関連

一 キー概念としてのPKO

アイルランド大統領は、アイルランド国防軍最高司令官 (Commander-In-Chief of the Irish Defence Forces) として、毎年、クリスマスには国防軍にクリスマス・メッセージを送るのが、慣例である。一九九〇年から九七年までアイルランド最初の女性大統領であったメアリー・ロビンソン (Mary Robinson)<sup>(1)</sup> の一九九三年のクリスマス・メッセージは、つぎのようであった。

……現在、あなたがたに立ち向かっている挑戦は、困難でユニークなものです。あまりにも頻発する戦争と紛争が多数の文明人に破壊を加え口でいいあらわされない苦しみを引き起こす世界では、あなたがたは、対抗する兵力間の介在者 (intermediaries) として行動することを、しばしば、要請されます。世界共同体での勤務にさいし、あなたがたは、国連の他の加盟国からの兵力と協力して、地球全体にわたる紛争地域に平和と安定をもたらすことを援助するよう求められます。

アイルランド国防軍の構成員が一九五八年以来国連平和維持活動 (U. N. peacekeeping operations) に従事してきたことは、私たちにとって、大きな誇りです。国連勤務のあの長くて顕著な歴史は、勇気づける遺産を残し、アイルランド兵に広く評価される平和維持 (peacekeeping) 任務上の経験を与えました。あなたがたの戦友の多くは、この人道的勤務に従事中、死亡または負傷しました。このときに当たって、私たちは、ことに、この人々を思い出します……<sup>(2)</sup> (傍点——松田)。

右の文章は、全文五八行中の三四行である。すなわち、ロビンソン大統領は、クリスマス・メッセージの約六〇パーセントを国防軍の P K O 貢献に割いた。ここで、「平和維持活動」という言葉と「平和維持」という言葉が、一回ずつ使われた。前者に当たる英語の略語である「P K O」が、日本では普及しているが、英語圏では、それほど使われない。英語圏でよく使われるのは「peacekeeping」であって、意味は、「P K O」と同じである。<sup>(3)</sup>「一九五八年」とは、国防軍が初めて P K O 具体的には国連レバノン監視団 (UN Observer Group in Lebanon. U N O G I L) に参加した年を指す。同時に発せられたアンドルーズ国防・海兵隊長 (Minister for Defence and the Marine) のクリスマス・メッセージは、つぎのようであった。

……三〇年以上、軍事要員は、平和のために海外で勤務することを志願し、国際社会におけるアイルランドの地位の価値を大いに高めました。たびたび、アイルランド兵の勇氣・訓練・明白な常識が目立ち、国際的レベルで高く称賛されました。一九九三年、私は、キプロス、レバノン、シリアおよびソマリアで国連勤務をする隊を訪問しました。私が訪問したミッションのおのおのにおいて、私は、アイルランド隊および彼らが平和のために行なっている重大な貢献を非常に誇りに思いました……<sup>(4)</sup>

アンドルーズ国防・海兵隊長は、キプロスその他、自分が訪問した土地を示すことによって、国防軍の P K O 貢献を具体的に説明した。翌一九九四年のロビンソン大統領のクリスマス・メッセージも、国防軍の P K O 貢献にウェイトをおいた。それは、つぎのようであった。

さる一〇月、私は、ザイルのゴマに近い難民キャンプのすさまじい条件の中で、非常に人道的なエートスの勤務に实际的効果を与える国防軍構成員を目標する特権をもちました。あの人々をみることは、国際社会に対する勤務という顕著な伝統を、大変鮮明な方法で、私に思い出させました。そのため、国防軍の男女は、国際的に知名となりました。軍事要員は、大義なしに、平和維持について承認された国際的権威となりません。そして、あなたがたをあなたがたが従事する多くの国連平和維持任務に仕向ける特別の素質は、あなたがたを困難な役割にとくに適したものとしたのです……<sup>(5)</sup>

右の文章は、全文二二行中の一三行である。すなわち、ロビンソン大統領は、ここでも、約六〇パーセントを割いて、国防軍のPKO貢献を指摘した。ザイルの環境劣悪な難民キャンプにみずからおもむいた生々しい体験を踏まえて、国防軍の労苦をアピールした<sup>(6)</sup>。以上、三つのクリスマス・メッセージにおいて共通するのは、PKOがキー概念として使用されていることである。これにより、アイルランド国防軍がPKOと深くかわりあつてきた事実が、クローズ・アップされた。そして、一九九五年一二月、ダブリンを訪問したクリントン大統領ですら、国防軍のPKO貢献を率直に承認した。

……一九五八年以来、ほぼ四〇年間、アイルランド隊がレバノン、キプロス、ソマリアその他多くの遠隔の地で平和のために警戒しない日は、決して、ただの一日も、ありませんでした。四万一〇〇〇名以上のアイルランドの軍事および警察要員が、多年、平和維持員(peace-keepers)として勤務してきました。今日は、一万三〇〇

○名弱の武力が、国家のために、はかり知れない貢献をしています (上下両院への演説)。

……地球上の紛争地域が援助を要請するときは、いつでも、ハイチからレバノンまで、アイルランド人は、常に、要請に最初に応じる人々の中におります…… (セント・ステイブンス・グリーン公園での群衆への演説)。

このように、クリントン大統領は、具体的に地名や人数をあげて、国防軍の P K O 貢献を称賛した。こうして、クリスマス・メッセージの内容がアイルランドの政治家だけによる自画自賛にとどまらないということが、国外の有力政治家によって証明された。そこで、国防軍を通じてのアイルランドの P K O 貢献を若干の事例をベースにフォローすること——これが、本稿の目的である。

\* 本稿は、平成一〇年度特別研究休暇制度でダブリンに滞在したときの研究成果であるとともに、旧稿「アイルランドの P K O 参加」『獨協法学』四一号 (平成七年) 八九—一一四ページの続編である。私と同時に定年退職する予定であった故・青木英夫教授の霊に本稿を捧げる。

(1) 一九九七年六月、大統領を辞任して、国連人権高等弁務官 (UN High Commissioner for Human Rights. UNHCHR) に任命され、現在に至っている。『朝日新聞』平成九年六月—三日夕刊。

(2) M. Robinson “President’s Christmas Message to the Defence Forces” *an Consantoir (The Defence Forces Magazine)* (以下、AC とする) (December / January 1994) 2.

(3) 香西茂『国連の平和維持活動』(平成三年)五ページ注(一)は、「PKO」について、「わが国だけの独特の用法」と断定する。しかし、英語圏で、単数の「PKO」および複数の「PKOs」を多用する文献も、明らかに存在する。その証拠として、E. B. Childers “Who is the Tailor of Peacekeeping?” *An Consantoir Review* (以下、ACR とする)。前注 AC の

姉妹誌である) (1996) 48-59. なお「PKO」の「O」を「活動」と翻訳してよかったかどうか、疑問である。

(4) D. Andrews "Christmas Message from the Minister for Defence and the Marine" AC (December / January 1994) 3.

(5) M. Robinson "President's Christmas Message to the Defence Forces" AC (December / January 1995) 2.

(6) あとで出てくるが、ロビンソン大統領は「ソマリアへも行った。大量虐殺後のルワンダや危機後のソマリアに入った初の国家元首」といわれるゆえんである。明石康『体験的国際平和論』(平成一〇年)一〇七ページ注3。

(7) AC (February 1996) 17.

## 二 国防軍の貢献度

### 1 展 開

アイルランド兵が国連平和維持軍 (peace-keeping forces, PKF) の一部として他の国籍の兵士とともに勤務することは、今日では、当然のこととされる。これまで、国防軍は、世界中の平和維持ミッションに三万五〇〇〇名以上もの隊員を寄与してきた。多数のアイルランド士官は、前述の一九五八年以来、国連監視団にも参加してきた。平和維持任務は、アイルランドの軍隊生活では重要な要素となり、国連および平和維持へのアイルランドのコミットメントの具体的表明となっている。国連および国際連盟での積極的メンバーシップというアイルランドの伝統は、平和維持の伝統を確立するさい、役に立った。アイルランドの国連政策、植民地支配を受けたその歴史および軍事同盟への不加入といった効果が結びついて、アイルランドにミドル・パワーの地位を与えた。その地位はア

アイルランドの中立との関連で過大評価されるかも知れないにせよ、それがアイルランド兵を比較的受容可能な平和維持員としたことは、一般に合意されている。<sup>(8)</sup>

一九四六年七月、下院は、国連加盟申請問題およびそれにとりもなる義務について討議した。多数の議員は、加盟によって課せられる軍事的義務に対し共通の関心を分かち合った。右の討議があつて九年後の一九五五年一二月、アイルランドは、一六カ国のいわゆる一括加盟で、国連加盟を達成した。このときまでに、集団安全保障および強制行動の概念は、冷戦によって余分なものとされ、「政治的に公平で本質的に非強制的な方式による地域紛争の政治的・軍事的コントロール」という国連政策によって取って代わられていた。アイルランドは、この転換期になんかの役割も演じなかったが、「平和維持員」または「ミドル・パワーの警察官」として新しい役割を申し出た。このような背景の前で、平和維持は、一九六〇年代初め、アイルランドの外交政策の中心の特徴となつた。<sup>(9)</sup>

それでは、国防軍が参加したミッションの数は、どれくらいであろうか。一九九五年七月までの時点で、国連は、四〇のミッションを派遣した<sup>(10)</sup>。このうち、国防軍が参加したミッションの数は、二九にのぼつた。提供兵力数のトップ・スリーは、二万四七八四名の国連レバノン暫定軍 (UN Interim Force in Lebanon, UNIFIL)、九四五四名の国連キプロス平和維持軍 (UN Force in Cyprus, UNFICYP)、六一九一名のコング国連軍 (Organisation des Nations Unies au Congo, ONUC) である。しかも、アイルランドから距離的に遠い西イリアン国連暫定管理機関 (UN Temporary Executive Authority, UNTEA) および国連カンボジア暫定統治機関 (UN Transitional Authority in Cambodia, UNTAC) にも、国防軍が派遣された。<sup>(11)</sup>

そして、これら国防軍の貢献度をランク的にみると、一九八七年以前の二三PKOにおいて、第一位は、二三PKOのすべてに参加したカナダであり、第二位は、それぞれ九PKOに参加したフィンランドとスウェーデンであ

る。第四位は、それぞれPKOに参加したデンマークとノルウェーであり、第六位は、それぞれPKOに参加したアイルランドとイタリアである。

また、一九八八年以降において、第一位は、やはり、一二PKOに参加したカナダであり、第二位は、やはり、一PKOに参加したスウェーデンであるが、第三位は、一〇PKOに参加したアイルランドである。<sup>(12)</sup>一九八七年以前と同様、一九八八年以降においても、アイルランドの貢献度がランク的に高いという事実が、確認された。したがって、国防軍が参加したミッションの回数に限る限り、アイルランドは、「PKO先進国」の名に値する。

## 2 国防法改正と国連ソマリア活動Ⅱ

国防軍のPKO参加の法的根拠は、国防法 (Defence Act) である。同法は、もともと、一九五四年に制定されたが、一九六〇年まで改正されなかった。それまで、国防軍は、UNOGILおよび国連パレスチナ休戦監視機構 (UN Truce Supervision Organization in Palestine: UNTSO) に士官を派遣していた。しかし、両者とも監視ミッションであり、その構成員は監視および報告を主要任務とする非戦闘員であったから、法改正の必要性は、起らなかった。ところが、一九六〇年、国防軍はONUCに参加することとなり、それは国外への最初の武力派遣を意味したので、同年、国防法が改正されたわけである。<sup>(13)</sup>そして、一九九三年、同法は、<sup>(14)</sup> またも改正された。それは、ソマリアにおける国連平和強制 (peace enforcement) ミッションに国防軍を参加させるためであった。

ここで、国連ソマリア活動 (UN Operation in Somalia: UNOSOM) に言及しなければならない。すなわち、一九九一年から九二年にかけて、ソマリアでは、二〇万人が飢饉、三万人が部族間の内戦で死亡したと推定された。同国は、急速に、無政府状態に陥った。国際機構は、南ソマリアの飢餓区域で救援することができなかった。



食糧、店、港内の船舶は略奪され、援助職員は、殺害されるか、国外に追い出された<sup>(15)</sup>。

人道的援助にかかわりあう国連機関およびNGOは、大きな人的災害を避けるため、国際的な軍事的干渉 (Military intervention) を訴えた。メディアは、飢餓の子供たちの写真を含む情報を送った。行動が、とられなければならなかった。一九九二年一月二三日、安保理事会は、全会一致で決議七三三を採択した。その要点は、つぎのようである。①人道的援助の増大、②合意による敵対行為停止、③国連憲章第七章のもとでの対ソマリア武器輸出の禁止である<sup>(16)</sup>。続いて、四月二四日の安保理事会が全会一致で採択した決議七五一によって設置されたUNOSOM Iは、モガディシオの空港および海港に展開された。しかし、五〇〇名のパキスタン隊から成る兵力は、悪化する事態に応じるには、全く不適當であった<sup>(17)</sup>。

ソマリアは、この段階では、大国の主要関心事ではなかった。冷戦終結以来、東西対決のその戦略的重要性は、減少していた。ソマリアは、クウェートと異なり、石油の豊富な国ではなかった。また、ヨーロッパの関心は、旧ユーゴでの事件に向けられた。このような背景のもとで、ガリ事務総長は、ソマリアを安保理事会の日程にのせるための困難な戦いに勝った。この点、アイルランドの積極的対応は、アイルランドの名を高めた。アイルランドのNGOは人道的支援に乗り出し、アイルランド政府は能動的に事務総長を支持し、ロビンソン大統領は、ソマリア訪問によって、ソマリア問題に光を当てた<sup>(18)</sup>。

メディアの注意は、徐々に、ソマリアにシフトされた。事態が、一九九二年中、悪化し続けたからである。同年一二月三日、安保理事会は、憲章第七章を援用して、ソマリアにおける人道的活動を支援するための兵力使用を承認する決議七九四を全会一致で採択した。同決議は、人道的救援活動に対する安全な環境を提供するため、アメリカ主導の統合機動軍 (Unified Task Force: UNITAF) を設置することも承認した<sup>(19)</sup>。

ピークには三万七〇〇〇名の隊員を擁したUNITAFは、事態を急速に安定させたが、決して、長期間の駐留を意図されなかった。それは成功したミッションであるにせよ、その目標が非常に限定的であり、五カ月も継続しなかったことが、忘れられてはならない。一九九三年三月二六日、安保理事会が全会一致で採択した決議八一四は、UNITAFから拡大されたUNOSOMすなわちUNOSOMⅡへの移行を承認した。アイルランドの輸送中隊 (Transport Company) は、これに含まれた。決議八一四は、人道的活動を保護するという任務のほかに、ソマリア各派の武装を解除することを新兵力に要請した。ピークに二万八〇〇〇の兵力をもったUNOSOMⅡは、一九九五年三月に終了するよう当初から計画された。<sup>(20)</sup> 決議八一四採択をうながした事務総長報告の中のUNOSOMⅡは「憲章第七章のもとで強制権 (enforcement powers) を与えられる」とする文言に照らすと、UNOSOMⅡは「平和強制」を任務としたとみられる。<sup>(21)</sup>

一九九三年七月一日、大統領の署名によって発効した一九九三年国防改正法 (Defence (Amendment) Act 1993) は、国連軍、すなわち、平和維持という伝統的な国連の役割と対比される平和強制に従事する国連軍への国防軍参加を容易にする。PKOにアイルランドが参加する制定法上の根拠は、一九六〇年国防法第二次改正法 (Defence (Amendment) (No. 2) Act 1960) 二条であった。コンゴに始まり、のちにレバノンでの任務を含んだ国連軍におけるアイルランドの役割は、事実上、防衛行動 (Defensive action) に限られた。一九九三年法は、明示的に一九六〇年法二条を改正しない。しかし、一九九三年法二条は、一条が国連安保理事会または総会によって設置されるいずれかの国際軍 (international force) として定義するものへの参加を規定する。これは、事実上、一九六〇年法のもとでアイルランド隊を派遣できた国連勤務の形式拡大にひとしい。もっぱら「警察的性格をもつ職務の遂行上」勤務するという制限は、除去された。こうして、一九九三年法のもとで国防軍が参加した最初の活動は、「不運な」

UNOSOM IIであった。<sup>(22)</sup>

UNOSOM IIに対するアイルランドの貢献をカバーすることも、ソマリアに与えられたアイルランドからの人的支援をカバーすることも、ここでは不可能であるにせよ、前出の輸送中隊のプロフェッションナリズムは、記録にとどめられてよさそうである。すなわち、第一中隊は活動の設定という困難な任務を果たし、第二中隊は、一九九四年七月から九月まで、強盗団の動きのもっとも激しい時期に、モガディシオへ護送し続けなければならなかった。アイルランド部隊がUNOSOM IIの中で最良であったことは、一般に認められた。<sup>(23)</sup>

こうして、アイルランドは一九九三年国防改正法に基づきUNOSOM IIに参加し、その国防軍は、UNOSOM IIにおいても活躍した。しかし、だからといって、アイルランドは、UNOSOM IIに肯定的評価を下したわけではない。UNOSOM IIに幕僚として加わった国防軍士官は、その証拠に、つぎのような冷静なコメントを述べた。

……UNOSOM IIから学ぶべき課題は、多い。もし平和維持が紛争解決に有効な道具として生き残り発展しなければならぬとするなら、認めるべき失策が、なされた。

……変化しつつある世界秩序において、国連平和維持は、ある展開過程を経験しており、平和強制への限定的試みをとまらうソマリア・ミッションも、その一部である。そして、UNOSOM IIでの経験は、ことに国連平和維持ミッションの約半数が位置するアフリカ大陸において、いかに国連が実効的に危機に対応することを学べるかを知るために、新しい思考が要求されることを示している。<sup>(24)</sup>

### 3 犠牲者

ロビンソン大統領の一九九三年のクリスマス・メッセージには「あなたがたの戦友の多くは、この人道的勤務に従事中、死亡または負傷しました」という言葉が、みられる。たしかに、アイルランドのPKO参加は、国際社会およびミッション区域で、アイルランドおよびその国防軍の積極的イメージを助長した。しかし、当然のことながら、こうした勤務は、不幸にも、コストなしには行なわれなかった。<sup>(25)</sup>

一九九五年まで、名誉の戦死者名簿 (Roll of Honour) に掲載された国防軍軍人の数は、七四名にのぼる。その内訳は、すでに終了したONUCで二六名、現在も継続中のUNFICYPで九名、現在も継続中のUNTSOで二名、現在も継続中のUNIFILで三七名である。<sup>(26)</sup> ニューヨークの国連本部PKO局から寄せられたメッセージは、つぎのように、アイルランドの貢献を称えた。

……PKOにおけるアイルランドの損失は、国連に隊員を提供する諸国間で、最高の中に数えられます。私は、平和のために愛する人を失った家族に称賛の言葉を捧げたいと思います。私たちがもつとも深い同情は、残されたすべての人々に注がれますが、それは、国連平和維持に対するアイルランドの政府および国民のコミットメントの別の証明ともなります。……私は、全世界の平和に対するアイルランドの不断のコミットメントに深い感謝を表明したいと思います。最初のアイルランド軍事要員が国連ミッションのため海外へ行って以来、アイルランドの平和維持員が世界のどこかでブルー・ヘルメットまたはブルー・ベレーをかぶって勤務しないときは、ありませんでした。彼らの貢献は、国連によって非常に評価されています……<sup>(27)</sup>

なお、国連当局によれば、年間の犠牲者数は、一九九三年の二四四名をピークに、九五年は約九〇名に減った。ただ、一九九八年までの犠牲者数は一五〇〇余名であるが、その四割以上は、九〇年以降に集中している。それは、冷戦後のP K O の危険性を物語っている。<sup>(28)</sup> 冷戦後のP K O である旧ユーゴのP K O は、イギリス兵六〇〇〇名、フランス兵四〇〇〇名を擁する国連最大のP K O であって、イギリス兵、フランス兵ともに約一〇〇〇名の戦死者を出した。しかしながら、両国から撤退論は聞こえてこない。<sup>(29)</sup> 人口僅か三五〇万のアイルランドも同様で、前記のような犠牲者を出しても、同国から撤退論は聞こえてこない。<sup>(30)</sup>

- (8) Capt R. Murphy "New Departure for Ireland in UN Peacekeeping : Evolution or Invention?" *ACR* (1994) 69.
- (9) *Ibid* 70, 71; 松田幹夫「アイルランドのP K O 参加」『獨協法学』四一号(平成七年九月)九七—九八ページ。
- (10) 高井晉『国連P K O と平和協力法』(平成七年)二四九—二五一ページ。
- (11) *AC* (October 1995) 18-19.
- (12) ただし、一九九三年なかばまでの数字である。D. C. F. Daniel and B. C. Hayes(ed) *Beyond Traditional Peacekeeping* (1995) 105-106, 107n.
- (13) 松田・前掲・九五ページ。
- (14) Murphy *op. cit.* 69; なお、「平和強制」は、「平和執行」とも訳される。この点については、香西茂「国連と世界平和の維持」『国際問題』平成七年一月号・八ページ。
- (15) Lt Col D. Lee (former Senior Staff Officer Co-ordination, UNOSOM II) "Requiem for a Mission" *AC* (June 1995) 21.
- (16) *Ibid*, *Yearbook of the United Nations* (以下「YUNとやせ」) 1992, 199-200; 尾崎重義「集団的な人道的干渉」『新防衛論集』二二巻一号(平成六年)一八ページ。

- (17) Lee op. cit. 21; YUN 1992 203.
- (18) Lee op. cit. 21.
- (19) *Ibid.* YUN 1992 209-210; 尾崎・前掲・二〇一―二二ページ。
- (20) Lee op. cit. 21; YUN 1993 290-292.
- (21) YUN 1993 289; 尾崎・前掲・二三ページ。香西・前掲・二九ページ。高井・前掲・六六ページ。広瀬善男『日本の安全保障と新世界秩序』(平成九年)六五ページ。則武輝幸「国連とソマリア内戦」『外交時報』平成六年四月号・二七―三〇ページ。佐藤哲夫「冷戦後の国際連合憲章第七章に基づく安全保障理事会の活動」『一橋大学研究年報法学研究』二六号(平成六年)一三九ページ。石本泰雄『国際法の構造転換』(平成一〇年)一七八―一七九ページ。川端清隆・持田繁『PKO新時代』(平成九年)八〇ページ以下。鈴木淳一「国連軍による人道的団体の保護」『筑波法政』二〇号(平成八年)一九〇ページ。
- (22) R. Byrne and W. Binchy *Annual Review of Irish Law* 1993 279-280; Lt Col J. P. Duggan "Traditional Neutrality Tomorrow" *ACR* (1996) 26; 松田・前掲・九五―九七ページ。
- (23) Lee op. cit. 22.
- (24) *Ibid.* 21, 22.
- (25) *AC* (October 1995) 35.
- (26) *Ibid.* 28; なお、松田・前掲・九三ページの数字と比較すると、その後の七年間でUNIFILでのみ一名増加したことが分かる。
- (27) S. Tharoor "Message" *AC* (October 1995) 2.
- (28) 『朝日新聞』平成一〇年七月二三口。
- (29) 明石康「戦後日本と国連」『学士会会報』八二一号(平成一〇年)八ページ。
- (30) N. Dorr "Ireland at the UN: 40 Years On" *Irish Studies in International Affairs* (以下'ISIA') 7 (1996) 47.

### 三 ザール国際軍参加問題

さきに(二) 1 展開)、「……国際連盟での積極的メンバーシップというアイルランドの伝統は、平和維持の伝統を確立するさい、役に立った」と書いた。「国際連盟での積極的メンバーシップ」という言葉で想起されるアイルランド人が、ふたりいる。それは、エイモン・デ・バレラ (Eamon de Valera) とシモン・レスター (Sean Lester) である。

すなわち、デ・バレラは、戦後、一四年間も大統領に在任したという意味でも、現代アイルランド最大の政治家であるが、一九三〇年代には、首相兼外相として、しばしば、ジュネーブにおもむき、連盟の信奉者ぶりを発揮した。<sup>(31)</sup> また、レスターは、アイルランド連盟代表のあと、ダンチヒ自由市高等弁務官に任命され、一九四二年から最後の連盟事務総長に就任した。<sup>(32)</sup> そして、ふたりとも、いわゆる満州事変が連盟で審議されたとき、連盟規約のつとめて、日本を批判する堂々たる論陣を張った。<sup>(33)</sup> このように、「国際連盟での積極的メンバーシップ」という言葉からこのふたりが想起されるが、ここでは、前後の文脈から考えて明らかなおと、この言葉はザール国際軍参加問題を指す。

独仏国境に位置するザールは、一八一五年一月の第二回パリ平和条約によって、完全にドイツに復帰していた。しかるに、第一次大戦の休戦後、フランスの占領下にあったザールは、ベルサイユ条約により、国際連盟の施政のもとにおかれることになった。つまり、ドイツは連盟のために施政権を放棄し、施政権は、連盟を代表する施政委員会にゆだねられた。そして、ベルサイユ条約発効一五年後の住民投票によって、①連盟による施政の継続、

②フランスへの併合、③ドイツへの復帰のどれかに決定されるものと規定された(第三編第四款付屬書)。住民投票は一九三五年一月一三日に行なわれ、九〇・七三パーセントで③が決定された<sup>(34)</sup>。

ザール自身の警察力は、充分とはいえず、潜在的に公平ではなかった。そこで、住民投票中の法と秩序の保持が課題となり、国際軍 (international force) が、必要とされた。フランス隊は党派的であり、ドイツは、とにかく、国際軍に反対した。イギリスは、ザールへのかかわりあいには不熱心なようであった。イーデン国際連盟担当相 (minister for League of Nations) はこのアイデアを比較的支持したが、サイモン外相は、イギリス隊の派遣に反対した。充分に論議したのち、イギリス内閣は、つぎのように決定した。①軍は、可能な限り、国際的性格をもつべきである。②軍は、イギリスおよびイタリアからの隊に限定されず、可能ならば、ベルギー、オランダおよびイスからの分遣隊 (contingents) を含むべきである<sup>(35)</sup>。

フランスのラバル外相は、一九三四年二月五日の連盟理事会で、軍の設置を発表した。そのとき、イーデンは、イギリスは隊の一部を提供し、全指揮権を握ると付け加えた。オランダおよびスウェーデンは、もし要請されるならば、分遣隊を寄与することに合意した。ドイツから反対の声は出なかった。この短期間に、アイルランド参加の可能性が、あらわれ<sup>(36)</sup>た。

前記レスターの後任であるアイルランドの連盟代表クリーミンズは、イーデンの発言は「注目すべき」「突発的」なものとして報告した。彼は、連盟では、新しい提案は「国際警察軍 (international police force)」の誕生として普遍的に称賛されると続けた。軍の組み立てが、決定されなければならなかった。ロカルノ条約当事国であるイタリアおよびイギリスに追加されるのは、どの中立国であろうか。アイルランドは、多分、兵力提供の意思があるものとして、ポーランドおよびスペインとともに言及され<sup>(37)</sup>た。



当時のイギリス・アイルランド関係を考慮に入れると、アイルランド軍を含めるといふ提案には、イギリスでは、若干の関心が、寄せられたに違いない。両国代表団がジュネーブでいかに良好な関係をもったか、驚くべきである。敵対的なイギリス・アイルランド関係という動向の中で、連盟は、両国に対し唯一の中立的会議場を用意した。アイルランドは、イギリスの不利になるように、連盟における自己の立場を利用するということをしなかった。一九三二年、イギリスのドミニオン省の公文書は、「ジュネーブにおける連合王国代表とアイルランド自由国代表の人的関係が、優良である」ことを明らかにした。アイルランド人は、コモンウェルスの会合にも、国王への乾杯が発議されるイギリスの宴会にも、出席しなかった。しかし、連盟総会に直接関係する非公式事項では、両国は、たがいに影響し合い続けた。一九三四年の総会で、ドミニオン省の高官は、自由国代表団は決して超然としておらず、なにもについても論議する用意があると、ロンドンに書き送った。とにかく、一九三〇年代、ジュネーブにおけるイギリス・アイルランド関係は、人的レベルでは、社会的かつ協力的であった。<sup>(38)</sup>

クリーミンズは、一月八日、アベノル事務総長に会い、アイルランドは招請を求めないが、もし招請されるならば、他の中立国と同じ方法で、二四〇名の分遣隊(二個中隊)、さらに要請されるならば、最大限度四〇〇名を貢献する用意があると知らせた。アイルランド参加問題は、オランダおよびスウェーデンが招請に直ちに応じないので、有効なままであった。イギリス外務省の高官は、ザール活動へアイルランドがかかわりあうことに、依然、熱心であった。とにかく、連盟では、イギリス、アイルランド両国は、友好的に動いた。すべてのイギリス代表は自分に極めて友好的であり、とくに、イーデンは常に自分にあたかであったと、クリーミンズは、述べた。<sup>(39)</sup>

一月二二日までに、計画は、決着した。スウェーデンおよびオランダが、承諾したからである。総数三三三〇〇名の国際軍中、イギリス軍が一五〇〇名、イタリア軍が一三〇〇名も占めたのに対し、中立国スウェーデン軍およ

びオランダ軍はおのおの二五〇名に過ぎなかったから、この国際軍は、すぐれてイギリス・イタリア的であった。イギリスの将官を司令官とする国際軍は、クリスマスまでにザールに到着した。そのときから、無秩序という恐怖は、消滅した。国際軍が単に存在するということが、必要とされることのすべてであった。国際軍は、武器使用を決して要求されなかった。<sup>(40)</sup>

アイルランドは、潜在的貢献国として大いに語られたものの、結局、分遣隊派遣を要請されなかった。アイルランド兵がザール勤務の兵の中に含まれていたとしたら、アイルランドの国際的威信は、確実に高まったであろう。しかし、財政的および地理的事情が、アイルランドの参加を妨げた。ザール国際軍へのアイルランド軍参加は実現しなかったにせよ、アイルランド隊派遣案があらわれたという事実<sup>(41)</sup>は、国際社会におけるアイルランドの地位の証明であった。戦間期にこのような前歴があったから、第二次大戦後、アイルランドは、目覚ましく、PKOに貢献できた。

- (32) M. Kennedy *Ireland and the League of Nations 1919-1946* (1966) 14 n.1, 269-270; S. Barcroft "Irish Foreign Policy at the League of Nations 1929-1936" *ISIA Vol. 1, No.1* (1979) p.22.
- (33) Kennedy *op. cit.* 104 n. 33.
- (34) 松尾太郎『アイルランドと日本』(昭和六二年)第八章。
- (35) 宮崎繁樹『ザールラントの法的地位』(昭和三九年)一八、二九、三一、四八―四九ページ C. Parry *The Consolidated Treaty Series 225* (1981) 213-223.
- (36) M. Kennedy "Prologue to Peacekeeping: Ireland and the Saar, 1934-5" *Irish Historical Studies* 30 (1997) 422.
- (37) *Ibid.*

- (38) *Ibid* 422-423.  
 (39) *Ibid* 423-424, 425.  
 (40) *Ibid* 425; F. P. Walters *A History of the League of Nations* (1960) 593; 香西茂『国連の平和維持活動』(平成三年)四六ページ。なお、同所には、「イタリア、スウェーデン、オランダといった中立的な国」とある。しかし、「イタリア」を「中立的な国」の中にカウントするのは、疑問である。  
 (41) Kennedy *supra* n. (35) 425, 428.

#### 四 国防軍の装備

国防軍の起源は、一九一三年一月に設置されたアイルランド義勇軍 (Irish Volunteers) にさかのぼる。第一次大戦にはアイルランドから三二万八〇〇〇名が参加したが、その多くは、義勇軍構成員であった。その後、アイルランドは、一九一九年、イギリスを相手に、いわゆる独立戦争を開始した。同戦争は一九二一年のグレートブリテン・アイルランド条約によって終結したが、同条約の賛否をめぐって、二二年から二三年まで、アイルランドは、内戦に突入した<sup>(42)</sup>。このようなアイルランドにおいて、ザール国際軍参加問題が発生した一九三四年、国防軍の実力は、どの程度であったか。

一九二三年、内戦が終了すると、アイルランドは、国防軍設置という議事日程にとりかかった。アイルランド自由国 (Saorstát Éireann) 防衛に関する暫定措置を作成する法が、同年八月三日、通過した。議会 (Oireachtas) がそのような武力を募集および維持を規制する排他的権利をもつこと、ならびに、そのような武力が議会のコントロールに服すべきことは、憲法四六条に規定されるが、執行評議会 (Executive Council) が武力を募集および維持

することは、合法的とされた。暫定措置法二二条は、武力はアイルランド官報で執行評議会の布告によって定められる日付けから設置されると規定した。その日付けは、一九二四年一〇月一日であった。<sup>(43)</sup>

国防評議会 (Council of Defence) は、国外からの侵略に抵抗するためには、陸軍は一〇万名への増大が必要であると見積もった。執行評議会は、一九二六年一月、こういった提案に同意したが、数および費用の詳細は大蔵省とのあいだで解決されるべきであり、常備軍は可及的すみやかに一万名に削減されるべきであると、注文をつけた。

同年、編成および訓練方法を学ぶため、軍事使節団が、アメリカに派遣された。その間、常備軍兵力は、継続的に減少した。一九二四年の二七大隊が、一九三〇年までに僅か五大隊に減った。<sup>(44)</sup>

一九三〇年代初め、陸軍は、すべての他の国家機関と共通して、不況というインパクトを感じていた。公的支出におけるドラステックな削減は、平時の陸軍に対する冷淡さと結びつけられて実施され、それは、国防軍兵力の間もなく最低レベルに落ちるであろうことを意味した。その結果、野戦訓練は行なわれず、一九二六年以来、初めての旅団演習が催されたのは、一九三三年であった。<sup>(45)</sup> このような状況に照らすと、ザール国際軍への国防軍参加が現実化したとしても、その提供兵力はスウェーデン軍およびオランダ軍を下まわったとみるのが、妥当であろう。

その後も、国防軍の装備は拡充することもなく、第二次大戦を迎えた。第二次大戦開戦時、アイルランド陸軍は一万二五〇〇名、ライフルは二万四七〇〇挺、対戦車砲はゼロ、機関銃は八二挺、対空砲は四挺、サーチライトは四基、飛行機は八機、装甲車は六台といった数字が、残されている。それは、「信じられない不足」と表現された。<sup>(46)</sup>

こうして、国防軍は、伝統的に小さくても、アイルランド社会で十分にまとめられた兵力であり続けた。国防軍は、大国の近代的陸軍と通例結びつけられるような重装備をもたない。国防軍は、そのような装備なしで活動することに習熟している。一九八六年、統合参謀本部議長オニール陸軍中將ですら、装備の多くが旧式であることを認

めた。しかし、こういった要因は、大規模な兵力とは別に活動する順応性および能力と合わせて、国防軍を国連平和維持ミッションに適当な存在とした。国防軍は、多年、警察的性質の任務遂行に当たってきたが、アイルランド隊が国連平和維持の役割にうまく適合した理由は、ここに求められる。<sup>(47)</sup>

しかし、だからといって、国防軍は、貧弱な装備を放置していたわけではない。O N U Cで、アイルランドは、二六名の戦死者とそれより多い負傷者という重い代償を支払った。多くのものを学んだ国防軍は、結果的には、それを生かした。コンゴで、アイルランド兵は、一三カ国からの隊員とともに勤務した。もちろん、比較がなされ、情報が交換された。比較によって、アイルランド軍の装備および服装が非常に貧弱であることが、判明した。服装・武器・装備・装甲車その他の分野における大きな改革は、O N U Cから始まった。<sup>(48)</sup>

第二次大戦以来、アイルランド陸軍は、目的の欠如、および、その役割に関する若干のあいまいさに悩んでいた。多分に分割を理由とするN A T O不参加、および、軍事的中立の採択は、国防軍の国際的役割の否定を意味した。ところが、軍事的観点からいうと、P K Oは、アイルランド的な規模の陸軍に理想的な訓練場を提供した。皮肉にも、アイルランド隊が重装備なしで仕事に習熟しているという事実は、P K Oで彼らに有利に作用した。P K O参加は、国防軍設置以来のもっとも重要な発展であり、いまや、アイルランドの軍隊生活の実質的部分を占めている。国連勤務一般がもたらしたインパクトを評価することが困難であっても、全階級の軍人は、それが国防軍の訓練および士気の両方を含めかなり改善したという信念で一致している。<sup>(49)</sup>

伝統的P K Fは、非武装の軍事監視員、軽武装のP K Fまたは両者のコンビネーションから構成された。最近、これらのほかに、第三の要素として、文民警察が、導入された。いずれにせよ、伝統的P K Fは、全体的に重装備ではない。そして、国連は、カナダ、スカンジナビア諸国などの中小国からのみ、平和維持隊を探し求めた。原則

として、事務総長は、敵対行為から政治的かつ地理的に離れた諸国からの兵力を含めるようにしている。<sup>(50)</sup> 国連が要求するPKOとしての適性を備える軍隊に国防軍は該当するといえる。

- (42) *The Irish Defence Forces Handbook* (1988) 89; なお、義勇軍の問題点を抽出した文献として、森ありる「アイルランド内戦と義勇軍組織」『史学雑誌』一〇二編八号(平成五年)六七—九三ページ。
- (43) *The Irish Defence Forces Handbook* (1988) 91.
- (44) *Ibid.* 92.
- (45) P. Young "Defence and the New Irish State" *The Irish Sword: The Journal of the Military History Society of Ireland* 19 (1993-95) 5.
- (46) *The Irish Defence Forces Handbook* (1988) 94; 松田幹夫『国際法上のロッキンウァルス』(平成七年)一六六ページ。
- (47) Capt R. Murphy "New Departure for Ireland in UN Peacekeeping: Evolution or Invention?" *ACR* (1994) 71, 72, 74, 81 n.12.
- (48) Maj Gen G. J. McMahon "The United Nations, World Peace, and the Irish Military Experience" *ACR* (1994) 119.
- (49) Murphy *op. cit.* 75, 78, 80.
- (50) R. S. Lee "United Nations Peacekeeping: Development and Prospects" *Cornell International Law Journal* 28 (1995) 621; 横田洋三編著『国際機構入門』(平成十一年)二二—二四ページ。

## 五 アイルランド国連訓練学校

アイルランド国連訓練学校 (United Nations Training School Ireland, UNTSI) は、国防軍訓練学校の中で、もっとも新しく、一九九三年に開校し、平和維持および他の関連領域における訓練を受けもつ。同校の教育の主た

る焦点は国防軍要員および国連活動に合わせられるが、その学年暦は、欧州安全保障機構 (O S C E) および欧州連合 (E U) のような非国連ミッションに対するコースおよびセミナーも、包含する。同校の主要任務は、海外における任務遂行を増進する目的で、国防軍要員のために訓練を開発し、コースおよびセミナーを指導することであると同時に、外国軍士官をコースに招請することである。国防軍は、約四〇年の国連経験を踏まえて、国連勤務でもっとも経験のある兵力の一つであると、国際的に承認されている。同校は、この声価を維持するため助力し、訓練のレベルを改善するため常に努力している。<sup>(51)</sup>

一つの具体例を紹介すると、一九九五年六月、第一回国際国連軍事監視員・参謀将校コース (International UN Military Observer and Staff Officer Course) が、同校で開催された。同コースには一ニカ国から二六名の士官が出席したが、それは、アイルランド軍事教育史および軍事カレッジ史の上で、重要なランドマークを示した。ブルネイ、エジプト、イタリア、ポーランド、イギリス、アメリカなどから士官が集まった。国籍・人権・文化の偉大なミックスは、国連精神の真の反映であるとともに、多くの違った背景から編まれた豊かな織りものに基づく考えと経験を共有する機会でもあった。<sup>(52)</sup>

このように、アイルランドは、たび重なる P K O 参加によって国連貢献を果たしながら、P K O 経験から得た知識を死蔵したり浪費したりせず、諸外国士官に還元するという意味においても、国際貢献を果たしつつある。そこからうかがわれるのは、今後も P K O で貢献しようという前向きな姿勢である。

(51) AC (October 1997) 18. D N F W I 設立前の訓練に関する A. B. Fetherston *Towards a Theory of United Nations Peacekeeping* (1994) 188-191.

(22) Lt Col O. Macdonald "UNTSI Goes International" AC (September 1995) 27.

## 六 中立政策との関連

第二次大戦中、アイルランドは、デ・バレーラ首相兼外相のイニシアティブのもとで、中立を維持した。一九三六年、国際連盟の評価が下落するとともに、デ・バレーラは、中立を政策目標としていた。<sup>(53)</sup> さきに(四)国防軍の装備)述べたように、「信じられない不足」と表現された国防軍の装備からいっても、アイルランドの参戦は、軍事的に不可能であった。<sup>(54)</sup> したがって、アイルランドの外交官レスターが最後の連盟事務総長であったにもかかわらず、当然、アイルランドは、国連の創設から排除された。アイルランド最後の連盟代表クリーミンズは、一九四五年から四六年一月のロンドンにおける国連第一総会まで、連盟と比較し、戦後の秩序の中で占めるその位置について思索した新機構のコメントを本国に送り続けたほどである。<sup>(55)</sup> アイルランドは、国連関係の情報に飢えていたのかも知れない。

一九四九年成立のNATOへの加入を、アイルランドは、アメリカから勧誘されたが、断わった。西側最大の軍事同盟NATOへの不加入は、アイルランドの中立政策に照らすと、当然の決断であったように受けとれなくもない。しかし、アイルランドの決断理由は、北アイルランドをその一部に組みこんでいるイギリスと同じ軍事同盟には加入できないという点にあった。<sup>(56)</sup>

一九五五年一月二日、アイルランドは国連加盟を達成したが、国連憲章上の義務とアイルランドの中立との両立性について、議論は乏しかった。国連成立後一〇年経過したこの時点で、実行上、国連加盟国が中立の立場を



維持できることは、明らかであった。同時に加盟したオーストリアの永世中立の地位すら、国連加盟を妨げなかつた。<sup>(57)</sup>

国連加盟当時のアイルランドの外相コスグレーブは、アイルランドの目標は可能な限り特定のブロックとの結合を避けることであると述べた。翌五六年、スエズ動乱およびハンガリー動乱という二つの大きな危機が、発生した。アイルランドは、植民地主義に反対し、自決に賛成すると明言した。<sup>(58)</sup> 国連におけるアイルランドの独立的スタンスがはっきり打ち出された一九五七―六一年の時期、アイルランドは、冷戦問題については、アメリカの変わらぬ支持者であった。<sup>(59)</sup> アイルランドは、一九六一年にベオグラードで開催された最初の非同盟サミットのみならず、その後の非同盟会議にも参加しなかった。六二年のキューバ・ミサイル危機では、アメリカを支持した。<sup>(60)</sup> こうみても、アイルランドの中立政策は、決して等距離外交ではなく、かなり弾力的順応性に富んでいる。

P K O の伝統的任務は、停戦の監視と実施、境界線の監視および交戦者間への介入を含んだ。これらの任務は、一般に、つぎの三原則に基づいて遂行された。①当事者の同意、②平和維持員の公平性 (impartiality)、③ほとんどの場合の兵力不使用である。これら三原則は、つなぎ合わされていて、P K O の実効性に基本的とみられた。<sup>(61)</sup> これら三原則のうち、アイルランドの中立政策ともっとも合致するのは、②平和維持員の公平性である。「国連平和維持も、われわれの中立のもう一つの不確定な表明となった」という所見がアイルランド側から出たのも、当然である。

近年、P K O の変化を指摘する見解が、目立つ。公平性原則もその例外ではなく、あらゆるケースにおいて紛争当事者間の公平を意味するとは、もはや解釈されない。国連が一方当事者と一緒になって他方当事者よりも強くなり、また、他方当事者より多くの援助を一方当事者に与えることができ、また、多分、与えるべきであるケース

も、ある<sup>(64)</sup>。アイルランドは、PKOの変化に対応できるであろうか。国防軍の将官は、今後の見通しについてつぎのように述べた。

……われわれは、「砂漠の嵐 (Desert Storm)」作戦レベルの戦争に巻き込まれないであろう。国防軍は、このレベルの作戦のため装備されておらず訓練も受けていない。とにかく、そのような提案に下院が同意するとみるのは、困難である。……最近の国防法改正は、平和強制のマンデートが合意される場合のミッションにアイルランドがかかわりあう方法を明確にする。この立法は、国連が選択する新しい拡がりの中でその役割を演じる機会を国防軍に与えた。その柔軟性 (Flexibility) は、国連平和活動に一層幅広くアイルランドを貢献させるために必要であった。それは、フル・スケールの「砂漠の嵐」作戦にアイルランド隊を白紙 (carte blanche) に展開させることを意味しない……<sup>(65)</sup>。

つまり、平和強制については、国防法の柔軟性の限界内であるとともに、国防軍の装備の枠内であるから、参加できる。国防法の柔軟性は、中立政策の弾力的順応性と連動しているであろう。しかし、「砂漠の嵐」作戦レベルとなると、国防法の柔軟性の限界外であるとともに、国防軍の装備の限度を越えるから、参加できない。

問題は、ヨーロッパ統合の面で、発生するかも知れない。すなわち、一九七三年、ローマ条約に署名してECのフル・メンバーとなったとき、アイルランドは中立政策を放棄したという観察が、あった<sup>(66)</sup>。その後、ECは、九三年一月一日発効のマーストリヒト条約によって、EUへ発展した。九九年五月一日発効のアムステルダム条約は、マーストリヒト条約に規定されていた共通外交・安保政策を強化し、軍事同盟であるWEU (西欧同盟) を統

合する可能性に言及している(一七条)。アイルランド、オーストリア、デンマーク、フィンランド、スウェーデンを除くEU一〇カ国は、WEUに正式加盟している。<sup>(62)</sup> EUに軍事力をもたせることに積極的なドイツ・フランス・イギリスなどの一致した動きは、アイルランドなど中立五カ国は、どう対応して行くのであろうか。

- (62) *Ireland Today* 1013 (November / December 1984) 14.
- (63) 詳細は、松田幹夫『国際法上のロッキンウオース』(平成七年)一五〇—一五四ページ。
- (64) M. Kennedy *Ireland and the League of Nations 1919-1946* (1996) 247.
- (65) R. Fanning "The United States and Irish Participation in NATO" *ISIA* Vol.1 (1979) 38 ; ただし、NATO不参加人は、軍隊をカトリックに不人気であった。B. Lynch "Irish Neutrality and UN Peace-keeping" *ACR* (1997) 67.
- (66) G. M. M. MacSweeney "Irish Neutrality and International Law" *Irish Law Times* 2 (1984) 145, 147.
- (67) Lt Col J. P. Duggan "Traditional Neutrality Tomorrow" *ACR* (1996) 24.
- (68) D. Discoll "Is Ireland Really 'Neutral'?" *ISIA* Vol.1 No.3 (1982) 56.
- (69) Lynch *op. cit.* 68.
- (70) A. Roberts "The Crisis in UN Peacekeeping" *Survival* (Autumn 1994) 94.
- (71) Duggan *op. cit.* 24.
- (72) たへんは、明石康『体験的国際平和論』(平成一〇年)三三一—三九ページが、PKOを「第一世代」から「第四世代」までに分ける。また、たへんは、P. Malanczuk *Akehurst's Modern Introduction to International Law* (1997) 416 が、PKOを冷戦期の「old」と冷戦後の「new」に分ける。
- (73) Roberts *op. cit.* 115.
- (74) Maj Gen G. I. McMahon "The United Nations, World Peace, and the Irish Military Experience" *ACR* (1994) 123-124.
- (75) MacSweeney *op. cit.* 149 ; H. Neuhold "Permanent Neutrality in Contemporary International Relations : A Comparative

Perspective” ISIA Vol.1 No.3 (1982) 14.

(67) 駐日欧州委員会代表部広報部『ヨーロッパ』二一七号（平成二年）一三ページ。なお、アムステルダム条約の英文テキストは、鈴木淳一・専任講師のおかげで、入手した。